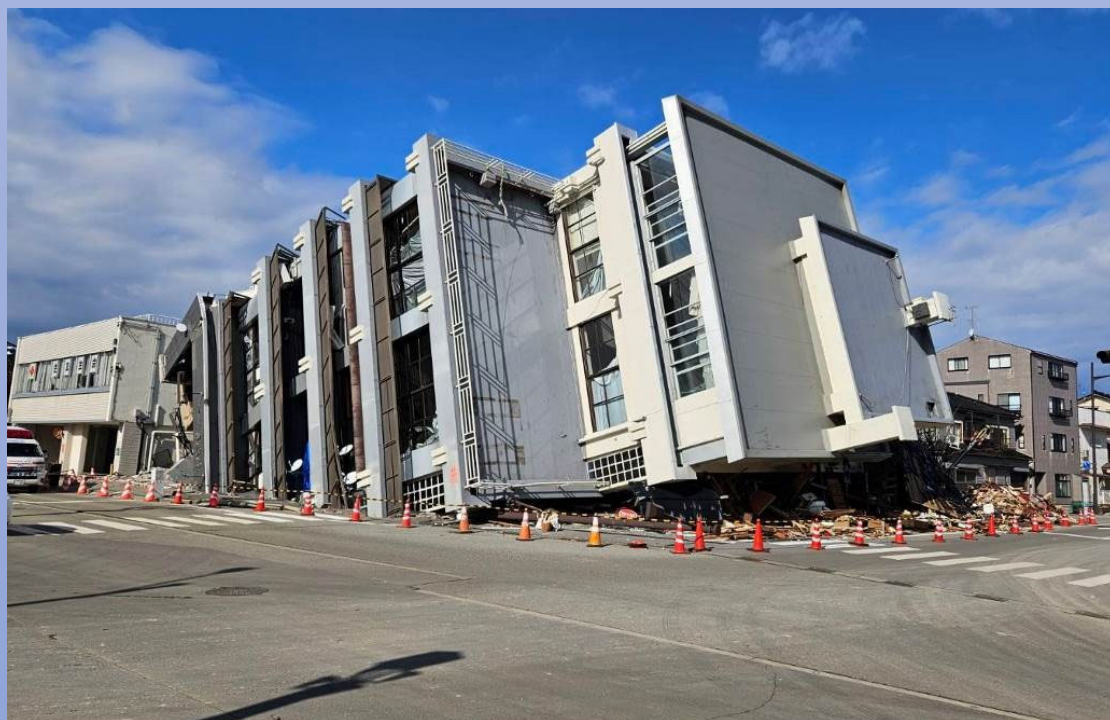


# 横浜市 特定建築物耐震改修等補助事業 ご案内



能登半島地震にて倒壊した建築物(輪島市)

**建物の耐震化は、大地震が来た後では間に合いません！**

**病院、店舗、事務所等の多くの人を利用する建築物や  
地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の  
耐震診断、耐震改修設計、耐震改修、除却に対して、費用を補助します！**

**令和6年4月横浜市建築局**

※ 制度の内容は、年度ごと又は年度中に変更される場合がありますのでご注意ください。

## 目次

補助制度の対象となる建築物	1
補助対象の要件	
表1 (A) 大規模義務 及び(C)大規模補助 の規模要件	2
表2 (B) 沿道義務 の耐震診断義務付け路線	3
表3 (D) 沿道補助 の補助対象路線	3
表4 (D) 沿道補助 の災害時重要拠点アクセス路	4
補助制度の概要	
(A) 大規模義務	6
(B) 沿道義務	9
(C) 大規模補助	13
(D) 沿道補助	15
手続きフロー	
耐震診断	17
耐震改修設計	18
耐震改修	19
除却	20
手続きのスケジュール例	21
補助申請の補足・注意事項	22
ご注意ください！ ～耐震改修完了後の建物の適切な保存について～	24
ご利用いただけるその他制度のご案内	24
耐震相談窓口のご案内	25
事前相談票	26

## 補助制度の対象となる建築物

昭和56年5月末日以前に着工された建築物のうち、以下のいずれかに該当するものが対象です。

規模要件	<p><b>(A) 要緊急安全確認大規模建築物</b> (通称 大規模義務)</p> <p>不特定多数の者が利用する建築物や避難確保上、特に配慮を要する者が利用する建築物。 もしくは、危険物の貯蔵場または処理場のうち大規模な建築物。</p> <p style="text-align: right;">→対象の要件は2ページへ</p>	<p><b>(C) 多数の者が利用する建築物及び避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物</b> (通称 大規模補助)</p> <p>多数の者が利用する建築物や避難確保上、特に配慮を要する者が利用する建築物。</p> <p style="text-align: right;">→対象の要件は2ページへ</p>
	<p><b>(B) 要安全確認計画記載建築物</b> (通称 沿道義務)</p> <p>地震災害時に通行を確保すべき道路<sup>(*)1</sup>のうち、特に重要な道路に敷地が接する建築物で、一定の高さ以上のもの<sup>(*)2</sup></p> <p style="text-align: right;">→対象の要件は3ページへ</p>	<p><b>(D) 地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物</b> (通称 沿道補助)</p> <p>地震災害時に通行を確保すべき道路<sup>(*)1</sup>に敷地が接する建築物で一定の高さ以上のもの<sup>(*)2</sup></p> <p style="text-align: right;">→対象の要件は3ページへ</p>

### ※1 地震災害時に通行を確保すべき道路とは…

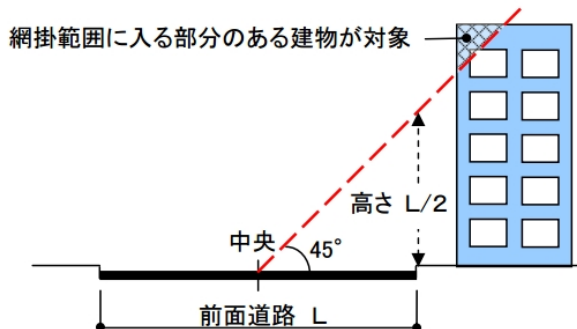
横浜市耐震改修促進計画に記載された道路で、震災が発生した場合において、消火、救出、救助その他の応急対策を行う車両が通行する道路、災害発生時の拠点となる建築物から主要道路までの路線など。

《道路はP3～、表2、表3、表4をご覧ください》

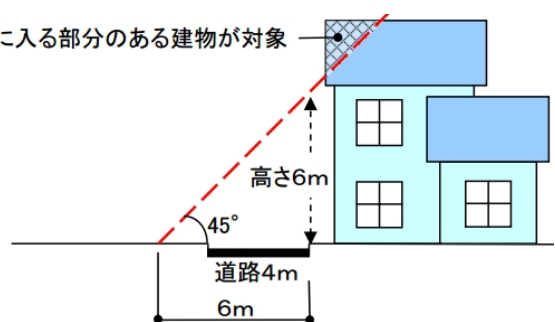
### ※2 一定の高さ以上のものとは…

建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、前面道路の幅員に応じ、それぞれ各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

①前面道路の幅員が12mを超える場合  
の場合



②前面道路の幅員が12m以下  
の場合



※概念図のため、場合により取り方が変わります。

指定道路+高さ要件

## 補助対象の要件

**表1 (A) 大規模義務 及び(C) 大規模補助 の規模要件**

分類	用途	(A) 大規模義務	(C) 大規模補助
社会 福祉 施設	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの	階数2以上かつ 5,000㎡以上	階数2以上かつ 1,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センター その他これらに類するもの		
	保育所	階数2以上かつ 1,500㎡以上	階数2以上かつ 500㎡以上
学校 施設	幼稚園、幼保連携型認定こども園	階数2以上 かつ3,000㎡以上 (*屋内運動場の面積を含む)	階数2以上 かつ1,000㎡以上 (*屋内運動場の面積を含む)
	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校		
	上記以外の学校		
運動 施設	体育館（一般公共の用に供されるものに限 る）	階数1以上かつ 5,000㎡以上	階数1以上かつ 1,000㎡以上
	ポーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		
医療 施設	病院、診療所	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
文化 施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場		
	集会場、公会堂		
	博物館、美術館、図書館 展示場		
店舗 施設	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営 む店舗	階数3以上かつ 5,000㎡以上	階数3以上かつ 1,000㎡以上
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールの他これらに類するもの		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これ らに類するサービス業を営む店舗		
	卸売市場	—	
宿泊 施設	ホテル、旅館	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
居住 施設	共同住宅（賃貸）、寄宿舍、下宿	—	
その他 施設	事務所	—	
	遊技場	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
	公衆浴場		
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着 場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合い の用に供するもの		
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留 又は駐車のための施設		
	保健所、税務署 その他これらに類する公益 上必要な建築物		
	工場	—	
	一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用 途に供する建築物	5,000㎡以上かつ 敷地境界線から 一定距離以内に存する建築物	—



## 補助対象の要件

**表2 (B) 沿道義務 の耐震診断義務付け路線**

No.	路線名	区間
1	東名高速道路	川崎市境から大和市境までの間
2	国道466号(第三京浜道路)	川崎市境から横浜新道までの間
3	首都高速道路	横浜市内の首都高速道路全線
4	国道1号	川崎市境から藤沢市境までの間
5	国道15号	川崎市境から青木通交差点までの間
6	国道16号 保土ヶ谷バイパス、横浜横須賀道路を含む	東京都境から横須賀市境までの間
7	国道133号	桜木町一丁目交差点から開港広場前交差点までの間
8	国道246号	川崎市境から大和市境までの間
9	県道2号東京丸子横浜線	川崎市境から浦島丘交差点までの間
10	県道6号東京大師横浜線	川崎市境から大黒町入口交差点まで間
11	県道12号横浜上麻生線	東神奈川駅前交差点から青葉消防署前交差点を經由し川崎市境までの間
12	県道13号横浜生田線	高島町交差点から荏田交差点までの間
13	県道14号鶴見溝ノ口線	鶴見警察署前交差点から三角交差点までの間、 上末吉交差点から川崎市境までの間
14	県道21号横浜鎌倉線	吉野町3丁目交差点から鎌倉市境までの間
15	県道22号横浜伊勢原線	環2般若寺交差点から舞岡入口交差点までの間、 バスセンター前交差点から藤沢市境までの間
16	県道30号戸塚茅ヶ崎線	藤沢バイパス出口交差点から藤沢市境までの間
17	県道45号丸子中山茅ヶ崎線	大和市境から川崎市境までの間
18	横浜市政道みなと大通り線	県庁前交差点から扇町一丁目交差点までの間
19	横浜市政道山下本牧磯子線	開港広場前交差点から八幡橋交差点までの間
20	横浜市政道環状2号線	上末吉交差点から屏風ヶ浦交差点までの間

**表3 (D) 沿道補助 の補助対象路線**

No.	路線名	No.	路線名	No.	路線名
1	県道14号鶴見溝の口ほか	23	市道磯子第245号線ほか	45	県道40号横浜厚木
2	市道大熊東山田線	24	県道106号子母口綱島	46	市道鴨居上飯田線
3	県道13号横浜生田ほか	25	市道環状3号線	47	県道401号瀬谷柏尾
4	県道102号荏田綱島ほか	26	[主]環状4号線	48	市道平戸第486号線ほか
5	市道美しが丘第162号線	27	市道汐入豊岡線	49	県道22号横浜伊勢原ほか
6	県道12号横浜上麻生ほか	28	市道小野末広線	50	市道戸塚港南台線ほか
7	市道環状4号鴨志田線ほか	29	[主]鶴見駅三ツ沢線ほか	51	県道203号大船停車場矢部ほか
8	市道関内本牧線ほか	30	市道子安守屋町線ほか	52	県道402号阿久和鎌倉
9	県道23号原宿六浦	31	県道140号川崎町田	53	市道柴町第156号線ほか
10	市道大黒橋通線	32	[都]中山北山田線ほか	54	市道五貫目第33号線
11	市道高島台第51号線	33	市道新石川第56号線ほか	55	県道111号大田神奈川
12	市道栄本町線	34	県道139号真光寺長津田ほか	56	市道市ヶ尾第86号線
13	国道357号	35	市道環状4号上瀬谷線ほか	57	[都]宮内新横浜線
14	市道美しが丘西第14号線	36	県道109号青砥上星川ほか	58	市道長島大竹線
15	市道高島台295号線	37	[主]鶴見駅三ツ沢線ほか	59	市道新吉田第403号線
16	市道西戸部第65号線	38	[主]青木浅間線ほか	60	[都]川向線
17	市道高島台第292号線	39	[主]横浜駅根岸線	61	[都]横浜藤沢線
18	市道新港第1号線ほか	40	[主]藤棚伊勢佐木線ほか	62	県道111号大田神奈川ほか
19	市道新山下第34号線	41	県道218号弥生台桜木町ほか	63	市道岸谷生麦線
20	市道本牧第28号線	42	[主]保土ヶ谷宮元線	災害時重要拠点アクセス路 (表4参照)	
21	市道豊浦町第47号線	43	市道常盤台和田町線		
22	環状2号線(森支線)	44	市道川島岩間線ほか		

## 補助対象の要件

**表4 (D) 沿道補助 の災害時重要拠点アクセス路**

No.	施設名	対象路線
1	市長公舎	野毛山通7058、西戸部410、桜木東戸塚線7167、西戸部484
2	横浜市役所	栄本町線7188
3	鶴見区役所	汐入豊岡線7014
4	神奈川区役所	六角橋420、六角橋314
5	西区役所	西戸部78、西戸部133、西戸部215、西戸部218、西戸部221
6	中区役所	山下町13、山下高砂線7004
7	南区役所	阪東橋浦舟線7003、中村川通7057
8	港南区役所	笹下91、笹下94
9	保土ヶ谷区役所	三ツ沢380
10	旭区役所	県道横浜厚木1211
11	磯子区役所	森24
12	緑区役所	中山61、北八朔南部493、山下長津田線7163
13	都筑区役所	中山北山田線7158
14	戸塚区役所	戸塚519、戸塚520
15	栄区役所	笠間139、桂町戸塚遠藤線7177
16	泉区役所	上飯田315
17	瀬谷区役所	瀬谷229、瀬谷221、県道横浜厚木1211、県道瀬谷柏尾3041
18	鶴見土木事務所	鶴見109、汐入豊岡線7014
19	神奈川土木事務所	片倉六角橋線7141、鶴見駅三ツ沢線1305、片倉469、片倉470、片倉471、片倉472、小机355
20	西土木事務所	藤棚伊勢佐木線1302、天王町202、天王町204
21	中土木事務所	加賀町通7116、豊後町通7120、関内本牧線7002、山下町76、上田町通7113
22	南土木事務所	阪東橋浦舟線7003、中村川通7057
23	港南土木事務所	笹下91、下野庭358
24	保土ヶ谷土木事務所	天王町160、星川岩間線7143、天王町24、天王町17
25	旭土木事務所	今宿199、今宿193、今宿195
26	磯子土木事務所	国道357、森79、磯子245、森78
27	金沢土木事務所	谷津473
28	港北土木事務所	新吉田505
29	緑土木事務所	つつじが丘399、つつじが丘404、つつじが丘405、環状4号鴨志田線7161、山下長津田線7163
30	都筑土木事務所	中山北山田線7158
31	栄土木事務所	飯島191、小菅ヶ谷425、小菅ヶ谷514、桂町戸塚遠藤線7177
32	泉土木事務所	上飯田315
33	瀬谷土木事務所	瀬谷143、瀬谷229、瀬谷221、県道横浜厚木1211、県道瀬谷柏尾3041
34	京浜河川事務所	市場鶴見線7088、下末吉356、鶴見1
35	横浜国道事務所	新港44、高島台295、新港2
36	横浜川崎治水事務所	高島台210、三ツ沢359
37	神奈川県警察本部	海岸通7001、新港44
38	横浜国道事務所保土ヶ谷出張所	今宿146
39	横浜国道事務所金沢国道出張所	杉田365
40	鶴見警察署	汐入豊岡線7014
41	伊勢佐木警察署	伊勢佐木町194
42	横浜水上警察署	大さん橋ふ頭1号線
43	加賀町警察署	山下町13、山下高砂線7004、富士山町通7115
44	旭警察署	県道横浜厚木1211
45	磯子警察署	磯子245
46	港北警察署	新吉田505
47	緑警察署	山下長津田線7163
48	都筑警察署	荏田321、中山北山田線7158
49	戸塚警察署	深谷67
50	泉警察署	上飯田315、上飯田243、上飯田359、上飯田360、上飯田92、権太坂和泉線7169
51	瀬谷警察署	県道横浜厚木1211、県道瀬谷柏尾3041
52	鶴見消防署	汐入豊岡線7014
53	横浜市民防災センター	六角橋394、高島台17

No.	施設名	対象路線
54	中消防署	伊勢佐木町194
55	南消防署	阪東橋浦船線7003、山下高砂線7004
56	港南消防署	笹下91、笹下94
57	消防局	鶴ヶ峰天王町線7147、三ツ沢380
58	保土ヶ谷消防署	天王町24、天王町17
59	旭消防署	県道横浜厚木1211
60	磯子消防署	磯子245
61	横浜ヘリポート	柴町160、柴町159、柴町158、柴町156、国道357号、杉田365
62	緑消防署	山下長津田線7163
63	都筑消防署	中山北山田線7158
64	消防訓練センター	汲沢444、県道阿久和鎌倉3024、環状4号1308
65	栄消防署	桂町戸塚遠藤線7177
66	泉消防署	上飯田315
67	瀬谷消防署	瀬谷229、瀬谷221、県道横浜厚木1211、県道瀬谷柏尾3041
68	鶴見区休日急患診療所	鶴見3
69	神奈川区休日急患診療所	六角橋417
70	西区休日急患診療所	西戸部78、西戸部133、西戸部215、西戸部218、西戸部221
71	中区休日急患診療所	本牧19、本牧46、本牧56、関内本牧線7002、遊歩道路7105
72	南区休日急患診療所	井戸ヶ谷202、井戸ヶ谷204
73	港南区休日急患診療所	下野庭351
74	保土ヶ谷区休日急患診療所	天王町37、天王町39、天王町41
75	旭区休日急患診療所	東希望が丘198、県道横浜厚木1211
76	磯子区休日急患診療所	磯子245
77	金沢区休日急患診療所	谷津342、谷津337、谷津446、谷津423、谷津473
78	緑区休日急患診療所	北八朔南部525、川和321、川和322
79	都筑区休日急患診療所	北山田299、牛久保中川線7137、中山北山田線7158
80	栄区休日急患診療所	桂町112、桂町24
81	泉区休日急患診療所	上飯田315
82	瀬谷区休日急患診療所	上瀬谷342
83	汐田総合病院	末吉橋226、県道川崎町田3003
84	横浜市立市民病院	三ツ沢24
85	けいゆう病院	西戸部65、西戸部160
86	横浜市立みなと赤十字病院	新山下18
87	横浜市立大学附属市民総合医療センター	阪東橋浦船線7003、山下高砂線7004
88	済生会横浜市南部病院	港南台30、戸塚港南台線7156
89	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	川井109
90	横浜旭中央総合病院	若葉台32、若葉台175、若葉台137、若葉台136
91	康心会汐見台病院	笹下150、蒔田480
92	横浜市立大学附属病院	柴町158、柴町156、国道357号、杉田365
93	横浜労災病院	小机70、宮内新横浜線7138、菊名5
94	横浜新緑総合病院	十日市場116、十日市場118、環状4号鴨志田線7161、山下長津田線7163
95	昭和大学藤が丘病院	市ヶ尾173、市ヶ尾164、市ヶ尾165、市ヶ尾166、市ヶ尾167、鴨志田240
96	横浜総合病院	美しが丘345、黒須田325、黒須田226、黒須田224、県道横浜上麻生1212
97	昭和大学横浜市北部病院	中川219、荏田321、中山北山田線7158
98	横浜医療センター	環状4号線1308
99	東戸塚記念病院	品濃330、品濃324、品濃331、品濃326
100	戸塚共立第1病院	戸塚178、戸塚179、戸塚126、戸塚186、戸塚184
101	戸塚共立第2病院	矢部521
102	横浜栄共済病院	桂町戸塚遠藤線7177
103	国際親善総合病院	上飯田315、上飯田243、上飯田359、上飯田360、上飯田92、 榎太坂和泉線7169

アクセス路の路線名は、多くの場合、その一部区間を示しております。路線名の標記は、ABC線111は、ABC第111号線を示しています。なお、幹線道路に面する災害時重要拠点は除かれています。災害時重要拠点の移転や周辺建築物の状況により適宜見直しを行います。

表4の路線名については、以下のホームページで確認することができます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/PositionSelect?mid=66>

【横浜市行政地図情報システム 認定路線図】

## 補助制度の概要

### (A) 大規模義務

#### 共通事項

※P.22「補助申請時の補足・注意事項」もあわせてご確認ください

#### 補助申請時に必要な書類

- 現状の建築物の外観写真（数枚程度）
- 案内図、配置図、平面図、立面図、構造図等
- 建築物の所有権を証する書面（申請を行う3箇月以内に発行したもの）
- 申請者以外の当該建築物の所有権を有する全ての者が当該事業に申請することに同意を得たことを証する書面又は区分所有者による総会の議決書の写し
- 申請を行う事業の見積書又は入札の結果が分かる書類の写し（3者以上※）  
※当該事業にかかる費用が100万円以上と見込まれた場合
- 本人確認ができる書類の写し（免許証、保険証等）（マイナンバーカードは除く）  
※窓口で提出する場合は提示のみ

#### 耐震改修工事における建築物分類について

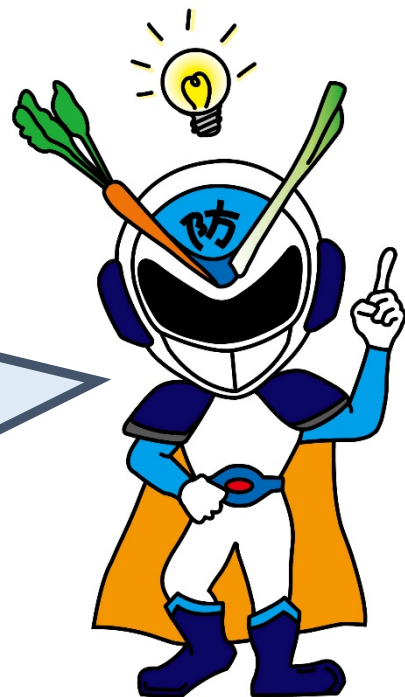
- マンション …建築基準法に定める耐火建築物または準耐火建築物であって、共同住宅の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の過半であるもののうち、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3以上のもの

～お知らせ～

令和3年度より、これまで国から別途交付されていた直接補助金（耐震対策緊急促進事業補助金）は廃止され、市の補助金に合算されることになりました。

上記に伴い、補助申請が一本化し、手続きが簡略化されます。

なお、交付される補助金額は従前のおり変更はありません。



建築防災課キャラクター  
ハマのボウサイガー



## 耐震診断

※耐震診断に対し第三者評価を取得する必要があります。  
※見積もり作成の際は標準の項目と標準外の項目を分けた見積もりが必要になります。

【補助金額】 ①、②のうち、低い額が補助金額となります。

- ① 耐震診断費用×5/6
- ② 【事業費限度額表】より算出した額×5/6

【事業費限度額表】	
床面積 a	事業費限度額
～1,000㎡	3,670× a 円
1,000㎡～ 2,000㎡	367万円+1,570×(a-1,000)円
2,000㎡～	524万円+1,050×(a-2,000)円

【標準外の業務】  
設計図書の復元、第三者評価の判定等を行う場合は157万円を限度として算出費用に加算できます。

【補助申請時に必要な書類】

- ・【資格】耐震改修促進法施行規則第5条1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの（3者以上※）
- ・【資格】建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録通知書の写し（3者以上※）
- ・市内事業者の本市有資格者名簿、法人番号印刷書類又は法人登記簿の写し（3者以上※）

※当該事業にかかる費用が100万円以上と見込まれた場合

## 耐震改修設計

※耐震改修設計に対し第三者評価を取得する必要があります。

【補助金額】 (1)と(2)の合計額が補助金額となります。

(1) 次の①、②のうち、低い額

- ① 耐震改修設計費用×2/3
- ② 360万円

(2) 耐震改修設計費用×1/6 ※

※『1/3-α/4』と比べて大きい値とする。

(α = 「(1)の算出額」 / 「耐震改修設計費用」)

②の限度額に達しない場合の補助率は約8割となります！

【補助申請時に必要な書類】

- ・【資格】耐震改修促進法施行規則第5条1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの（3者以上※）
- ・【資格】建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録通知書の写し（3者以上※）

※当該事業にかかる費用が100万円以上と見込まれた場合

## 耐震改修

②、③の限度額に達しない  
場合の補助率は  
耐震改修工事：約5割  
工事監理：約8割  
となります！

【補助金額】 (1) と (2) の合計額が補助金額となります。

(1) 次の①、②、③のうち、最も低い額

- ① 耐震改修工事費用×1/3 + 工事監理費用×2/3
- ② 【事業費限度額表】より算出した額×1/3 + 工事監理費用×2/3
- ③ 【補助対象床面積限度額表】に記載の限度額

(2) 次の①、②のうち、低い額

- ① 耐震改修工事費用 × 131/600<sup>※1</sup> + 工事監理費用 × 1/6 <sup>※2</sup>
  - ② 【事業費限度額表】より算出した額 × 131/600<sup>※1</sup> + 工事監理費用 × 1/6 <sup>※2</sup>
- ※1 『0.115 + 31α/69』と比べて小さい値とする  
(α = 「(1) の算出額のうち耐震改修工事分」 / 「耐震改修工事費用<sup>※3</sup>」)
- ※2 『1/3 - β/4』と比べて大きい値とする  
(β = 「(1) の算出額のうち工事監理分」 / 「工事監理費用」)
- ※3 事業費限度額の方が小さい場合は事業費限度額とする

②【事業費限度額表】		a：床面積
建築物分類	事業費限度額	
	一般的な工法	特殊工法（免震工法等）
マンション	50,200（又は55,200 <sup>*</sup> ）×a 円	83,800×a 円
上記以外	51,200（又は56,300 <sup>*</sup> ）×a 円	83,800×a 円

※の金額は構造耐震指標Is値が0.3未満の場合を表す。

③【補助対象床面積限度額表】	
床面積 a	限度額
5,000㎡未満	2,000万円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	3,500万円
10,000㎡以上	5,000万円

【補助申請時に必要な書類】

- ・【監理者】建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録通知書の写し（3者以上※）
- ・【監理者】耐震改修促進法施行規則第5条1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの（3者以上※）
- ・【施工者】建設業法第3条第1項に規定する建設業許可証の写し（3者以上※）
- ・【資格】当該耐震改修に係る耐震改修設計の設計者が耐震改修促進法施行規則第5条1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの
- ・当該耐震改修に係る耐震改修設計の耐震判定委員会等による評価書 等
- ・当該耐震改修の内容が確認できる書類

※当該事業にかかる費用が100万円以上と見込まれた場合

耐震改修を2回に分けて実施する場合、「段階改修」についての補助制度がご利用できる場合があります。詳細についてはご相談ください。



## 耐震診断

※耐震診断に対し第三者評価を取得する必要があります。  
※見積もり作成の際は標準の項目と標準外の項目を分けた見積もりが必要になります。

【補助金額】 (1) と (2) の合計額が補助金額となります。

(1) 次の①、②のうち、低い額

- ① 耐震診断費用×5/6
- ② 【事業費限度額表】より算出した額×5/6

(2) 次の①、②のうち、低い額

- ① 耐震診断費用×1/6※<sup>1</sup>
- ② 【事業費限度額表】より算出した額×1/6※<sup>1</sup>

※<sup>1</sup> 『 $\alpha/4$ 』と比べて小さい値とする。

( $\alpha = 「(1) の算出額」 / 「耐震診断費用※<sup>2</sup>」$ )

※<sup>2</sup> 事業費限度額の方が小さい場合は事業費限度額とする

②の限度額に達しない場合の補助率は1.0となります！

### 【事業費限度額表】

床面積 a	事業費限度額	
~1,000㎡	3,670× a 円	【標準外の業務】 設計図書の復元、第三者評価の判定等を行う場合は157万円を限度として算出費用に加算できます。
1,000㎡~ 2,000㎡	367万円+1,570×(a-1,000)円	
2,000㎡~	524万円+1,050×(a-2,000)円	

【補助申請時に必要な書類】

- ・【資格】耐震改修促進法施行規則第5条1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの（3者以上※）
  - ・【資格】建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録通知書の写し（3者以上※）
  - ・市内事業者の本市有資格者名簿、法人番号印刷書類又は法人登記簿の写し（3者以上※）
- ※当該事業にかかる費用が100万円以上と見込まれた場合

## 耐震改修設計

※耐震改修設計に対し第三者評価を取得する必要があります。

【補助金額】 (1) と (2) の合計額が補助金額となります。

(1) 次の①、②のうち、低い額

- ① 耐震改修設計に要する費用×2/3
- ② 360万円（木造建築物の場合は20万円）

(2) 耐震改修設計費用×1/6※<sup>1</sup>

※<sup>1</sup> 『 $\alpha/4$ 』と比べて小さい値とする。

( $\alpha = 「(1) の算出額」 / 「耐震改修設計費用」$ )

②の限度額に達しない場合の補助率は約8割となります！

【補助申請時に必要な書類】

- ・【資格】耐震改修促進法施行規則第5条1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの（3者以上※）
  - ・【資格】建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録通知書の写し（3者以上※）
- ※当該事業にかかる費用が100万円以上と見込まれた場合



## 耐震改修

②、③の限度額に達しない  
場合の補助率は  
約8割となります！

【補助金額】(1)、(2)、(3)の合計額が補助金額となります。

(1) 次の①、②、③のうち、最も低い額

- ① 耐震改修工事費用×2/3 + 工事監理費用×2/3  
 ② 【事業費限度額表1】より算出した額×2/3 + 工事監理費用×2/3  
 ③ 【補助対象床面積限度額表】に記載の限度額

②【事業費限度額表1】			a：床面積	
建築物 分類	事業費限度額		床面積 a	限度額
	一般的な工法	特殊工法 (免震工法等)		
木造建築物	270万円		5,000㎡未満	2,000万円
住宅	34,100×a 円		5,000㎡以上 10,000㎡未満	3,500万円
マンション	50,200 (又は55,200*) ×a円	83,800×a円	10,000㎡以上	5,000万円
上記以外	51,200 (又は56,300*) ×a円	83,800×a円	※の金額は構造耐震指標I <sub>s</sub> 値 が0.3未満の場合を表す。	

(2) 次の①、②のうち、低い額

- ① 耐震改修工事費用 × 1/15<sup>※1</sup> + 工事監理費用 × 1/6<sup>※2</sup>  
 ② 【事業費限度額表2】より算出した額 × 1/15<sup>※1</sup> + 工事監理費用 × 1/6<sup>※2</sup>  
 ※1 『α/10』と比べて小さい値とする。  
 (α = 「(1)の算出額のうち耐震改修工事分」 / 「耐震改修工事費用<sup>※3</sup>」)  
 ※3 事業費限度額の方が小さい場合は事業費限度額とする  
 ※2 『β/4』と比べて小さい値とする。  
 (β = 「(1)の算出額のうち工事監理分」 / 「工事監理費用」)

②【事業費限度額表2】			a：床面積	
建築物分類	事業費限度額			
	一般的な工法	特殊工法 (免震工法等)		
住宅	34,100×a 円			
マンション	50,200 (又は55,200*) ×a円	83,800×a円		
上記以外	51,200 (又は56,300*) ×a円	83,800×a円		

(3) 次の①、②、③のうち、最も低い額 (テナント等がある場合のみ)

- ① 耐震改修工事費用×1/15  
 ② 賃貸借契約に基づく6箇月分の賃料の合計×2/3  
 ③ 180万円

【補助申請時に必要な書類】

- ・【監理者】建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録通知書の写し(3者以上※)
- ・【監理者】耐震改修促進法施行規則第5条1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの(3者以上※)
- ・【施工者】建設業法第3条第1項に規定する建設業許可証の写し(3者以上※)
- ・【資格】当該耐震改修に係る耐震改修設計の設計者が耐震改修促進法施行規則第5条1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの
- ・当該耐震改修に係る耐震改修設計の耐震判定委員会等による評価書 等
- ・当該耐震改修の内容が確認できる書類
- ・賃貸借契約書の写し、賃貸借部分がわかる図面等 (テナントがある場合のみ)

※当該事業にかかる費用が100万円以上と見込まれた場合

耐震改修を2回に分けて実施する場合、「段階改修」についての補助制度がご利用できる場合があります。詳細についてはご相談ください。

## 除却

【補助金額】(1)、(2)、(3)の合計額が補助金額となります。

(1) 次の①、②、③のうち、最も低い額

- ① 除却工事費用×2/3
- ② 【事業費限度額表1】より算出した額×2/3
- ③ 【補助対象床面積限度額表】に記載の限度額

②、③の限度額に達しない場合の補助率は8割となります！

②【事業費限度額表1】 a：床面積		③【補助対象床面積限度額表】	
建築物分類	事業費限度額	床面積 a	限度額
木造建築物	13,500×a 円	2,500㎡未満	1,000万円
非木造建築物	29,000×a 円	2,500㎡以上	2,000万円

(2) 次の①、②のうち、低い額

- ① 除却工事費用×1/15※1
- ② 【事業費限度額表2】より算出した額×1/15※1  
※1 『 $\alpha/10$ 』と比べて小さい値とする。  
( $\alpha = 「(1)の算出額」 / 「除却工事費用※2」$ )

※2 事業費限度額の方が小さい場合は事業費限度額とする

②【事業費限度額表2】 a：床面積		
建築物分類	事業費限度額	
住宅	34,100×a 円	
マンション	50,200 (又は55,200※) ×a 円	※の金額はIs値が0.3未満の場合
上記以外	51,200 (又は56,300※) ×a 円	

(3) 次の①、②、③のうち、最も低い額 (テナント等がある場合のみ)

- ① 除却工事費用×1/15
- ② 賃貸借契約に基づく6箇月分の賃料の合計×2/3
- ③ 180万円

【補助申請時に必要な書類】

- ・建設業法第3条第1項に規定する建設業許可証の写し (3者以上※)
- ・市内事業者の本市有資格者名簿、法人番号印刷書類又は法人登記簿の写し (3者以上※)
- ・賃貸借契約書の写し、賃貸借部分がわかる図面等 (テナント等がある場合のみ)

※当該事業にかかる費用が100万円以上と見込まれた場合

## (C)大規模補助

### 共通事項

※P.22「補助申請時の補足・注意事項」もあわせてご確認ください

補助制度の利用に際しまして、対象か否かについて事前相談を受けていただく必要があります。

#### 補助申請時に必要な書類

- ・現状の建築物の外観写真（数枚程度）
- ・案内図、配置図、平面図、立面図、構造図等
- ・建築物の所有権を証する書面（申請を行う3箇月以内に発行したもの）
- ・申請者以外の当該建築物の所有権を有する全ての者が当該事業に申請することに同意を得たことを証する書面又は区分所有者による総会の議決書の写し
- ・申請を行う事業の見積書又は入札の結果が分かる書類の写し（3者以上※）
- ・市内事業者の本市有資格者名簿、法人番号印刷書類又は法人登記簿の写し（3者以上※）  
※当該事業にかかる費用が100万円以上と見込まれた場合
- ・本人確認ができる書類の写し（免許証、保険証等）（マイナンバーカードは除く）  
※窓口で提出する場合は提示のみ

#### 耐震改修工事における建築物分類について

- ・マンション …建築基準法に定める耐火建築物または準耐火建築物であって、共同住宅の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の過半であるもののうち、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3以上のもの

### 耐震診断

※見積もり作成の際は標準の項目と標準外の項目を分けた見積もりが必要になります。

※構造図がない場合や診断基準の適用範囲外になる場合等は第3者評価を取得する必要があります。

【補助金額】①、②、③のうち、最も低い額が補助金額となります。

- ① 耐震診断費用×2/3
- ② 【事業費限度額表】より算出した限度額×2/3
- ③ 360万円

【事業費限度額表】	
床面積 a	事業費限度額
～1,000㎡	3,670× a 円
1,000㎡～ 2,000㎡	367万円+1,570×(a-1,000)円
2,000㎡～	524万円+1,050×(a-2,000)円

【標準外の業務】  
設計図書の復元、第3者評価の判定等を行う場合は157万円を限度として算出費用に加算できます。

【補助申請時に必要な書類】

- ・【資格】耐震改修促進法施行規則第5条1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの（3者以上※）
  - ・【資格】建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録通知書の写し（3者以上※）
- ※当該事業にかかる費用が100万円以上と見込まれた場合

## 耐震改修設計

※構造図がない場合や診断基準の適用範囲外になる場合等は第3者評価を取得する必要があります。

【補助金額】①、②のうち、低い額が補助金額となります。

- ① 耐震改修設計費用×2/3
- ② 360万円

【補助申請時に必要な書類】

- ・【資格】耐震改修促進法施行規則第5条1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの（3者以上※）
  - ・【資格】建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録通知書の写し（3者以上※）
- ※当該事業にかかる費用が100万円以上と見込まれた場合

## 耐震改修

【補助金額】①、②、③のうち、最も低い額が補助金額となります。

- ① 耐震改修工事費用×1/3 + 工事監理費用×2/3
- ② 【事業費限度額表】より算出した額×1/3 + 工事監理費用×2/3
- ③ 【補助対象床面積限度額表】に記載の限度額

②【事業費限度額表】		a：床面積
建築物分類	事業費限度額	
	一般的な工法	特殊工法（免震工法等）
マンション	50,200（又は55,200※）×a 円	83,800×a 円
上記以外	51,200（又は56,300※）×a 円	83,800×a 円

※の金額は構造耐震指標Is値が0.3未満の場合を表す。

③【補助対象床面積限度額表】	
床面積 a	限度額
5,000㎡未満	2,000万円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	3,500万円
10,000㎡以上	5,000万円

【補助申請時に必要な書類】

- ・【監理者】建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録通知書の写し（3者以上※）
- ・【監理者】耐震改修促進法施行規則第5条1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの（3者以上※）
- ・【施工者】建設業法第3条第1項に規定する建設業許可証の写し（3者以上※）
- ・【資格】当該耐震改修に係る耐震改修設計の設計者が耐震改修促進法施行規則第5条1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの
- ・当該耐震改修に係る耐震改修設計の耐震判定委員会等による評価書 等  
（第1回段階改修完了時点の構造耐震指標と設計内容についても評価を取得してください）
- ・当該耐震改修の内容が確認できる書類

※当該事業にかかる費用が100万円以上と見込まれた場合

耐震改修を2回に分けて実施する場合、「段階改修」についての補助制度がご利用できる場合があります。詳細についてはご相談ください。



## (D)沿道補助

### 共通事項

※P.22「補助申請時の補足・注意事項」もあわせてご確認ください

補助制度の利用に際しまして、対象か否かについて事前相談を受けていただく必要があります。

#### 補助申請時に必要な書類

- ・現状の建築物の外観写真（数枚程度）
- ・案内図、配置図、平面図、立面図、構造図等
- ・建築物の所有権を証する書面（申請を行う3箇月以内に発行したもの）
- ・申請者以外の当該建築物の所有権を有する全ての者が当該事業に申請することに同意を得たことを証する書面又は区分所有者による総会の議決書の写し
- ・申請を行う事業の見積書又は入札の結果が分かる書類の写し（3者以上※）
- ・市内事業者の本市有資格者名簿、法人番号印刷書類又は法人登記簿の写し（3者以上※）
- ※当該事業にかかる費用が100万円以上と見込まれた場合
- ・本人確認ができる書類の写し（免許証、保険証等）（マイナンバーカードは除く）
- ※窓口で提出する場合は提示のみ

#### 耐震改修工事における建築物分類について

- ・住宅 …一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（住居の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の過半であるもの）（木造建築物を除く）
- ・マンション …建築基準法に定める耐火建築物または準耐火建築物であって、共同住宅の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の過半であるもののうち、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3以上のもの

### 耐震診断

※見積もり作成の際は標準の項目と標準外の項目を分けた見積もりが必要になります。

※構造図がない場合や診断基準の適用範囲外になる場合等は第三者評価を取得する必要があります。

【補助金額】①、②、③のうち、最も低い額が補助金額となります。

- ① 耐震診断費用×2/3
- ② 【事業費限度額表】より算出した額×2/3
- ③ 360万円

【事業費限度額表】	
床面積 a	事業費限度額
～1,000㎡	3,670× a 円
1,000㎡～ 2,000㎡	367万円+1,570×(a-1,000)円
2,000㎡～	524万円+1,050×(a-2,000)円

【標準外の業務】  
設計図書の復元、第三者評価の判定等を行う場合は157万円を限度として算出費用に加算できます。

【補助申請時に必要な書類】

- ・【資格】耐震改修促進法施行規則第5条第1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの。（3者以上※）
  - ・【資格】建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録通知書の写し（3者以上※）
- ※当該事業にかかる費用が100万円以上と見込まれた場合

## 耐震改修設計

※構造図がない場合や診断基準の適用範囲外になる場合等は第3者評価を取得する必要があります。

【補助金額】①、②のうち、低い金額が補助金額となります。

- ① 耐震改修設計費用×2/3
- ② 360万円（木造建築物の場合は20万円）

【補助申請時に必要な書類】

- ・【資格】耐震改修促進法施行規則第5条1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの（3者以上）
  - ・【資格】建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録通知書の写し（3者以上）
- ※当該事業にかかる費用が100万円以上と見込まれた場合

## 耐震改修

【補助金額】①、②、③のうち、最も低い額が補助金額となります。

- ① 耐震改修工事費用×2/3 + 工事監理費用×2/3
- ② 【事業費限度額表】より算出した額×2/3 + 工事監理費用×2/3
- ③ 【補助対象床面積限度額表】に記載の限度額

②【事業費限度額表】		a：床面積
建築物分類	事業費限度額	
	一般的な工法	特殊工法（免震工法等）
木造建築物	270万円	
住宅	34,100×a 円	
マンション	50,200（又は55,200*）×a 円	83,800×a 円
上記以外	51,200（又は56,300*）×a 円	83,800×a 円

※の金額は構造耐震指標Is値が0.3未満の場合を表す。

③【補助対象床面積限度額表】	
床面積 a	限度額
5,000㎡未満	2,000万円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	3,500万円
10,000㎡以上	5,000万円

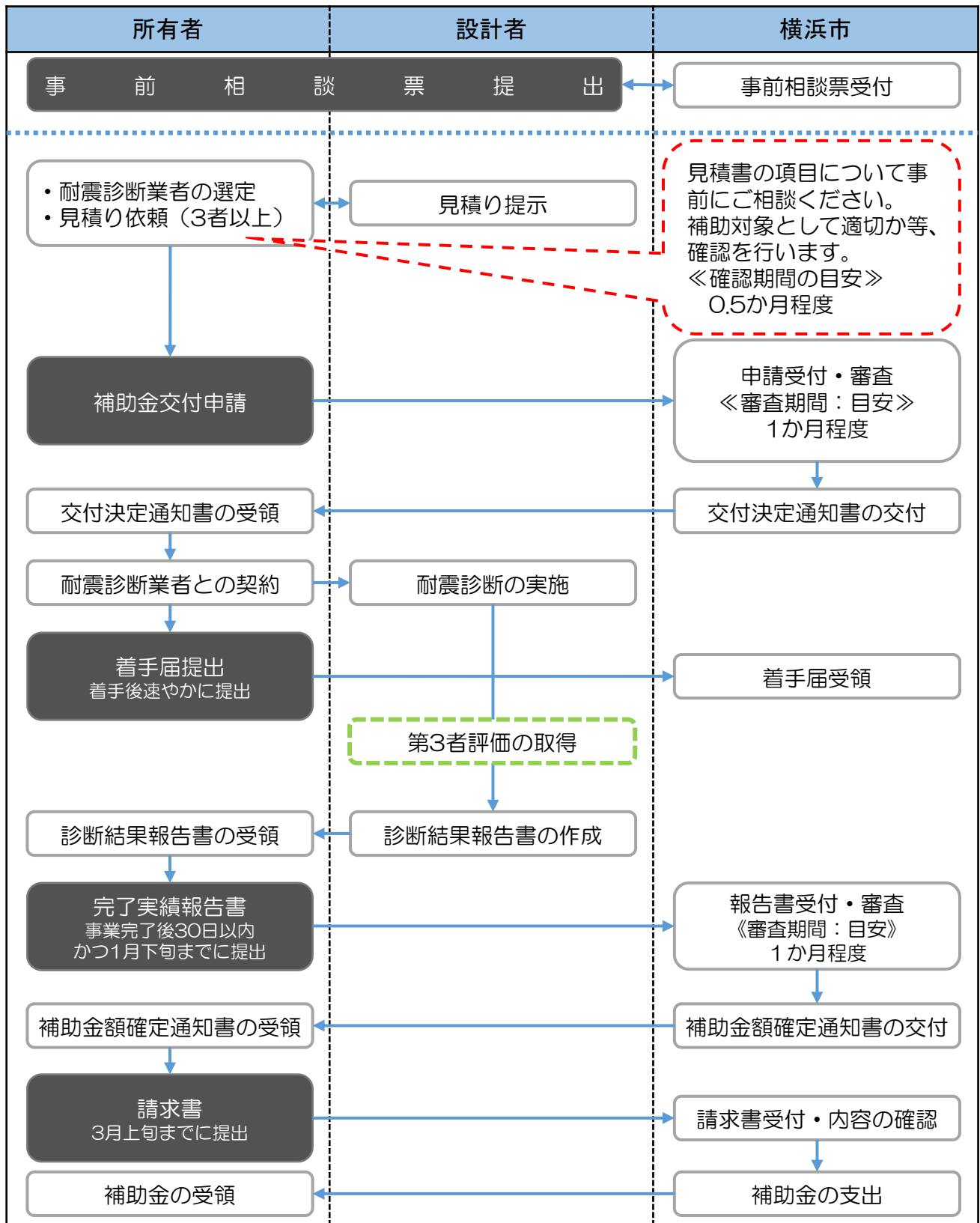
【補助申請時に必要な書類】

- ・【監理者】建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録通知書の写し（3者以上※）
- ・【監理者】耐震改修促進法施行規則第5条1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの（3者以上※）
- ・【施工者】建設業法第3条第1項に規定する建設業許可証の写し（3者以上※）
- ・【資格】当該耐震改修に係る耐震改修設計の設計者が耐震改修促進法施行規則第5条1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの
- ・当該耐震改修に係る耐震改修設計の耐震判定委員会等による評価書 等（耐震改修の順番、第1回段階改修完了時点の構造耐震指標と設計内容についても評価を取得してください）
- ・当該耐震改修の内容が確認できる書類

※当該事業にかかる費用が100万円以上と見込まれた場合

耐震改修を2回に分けて実施する場合、「段階改修」についての補助制度がご利用できる場合があります。詳細についてはご相談ください。

## 耐震診断 の手続きフロー



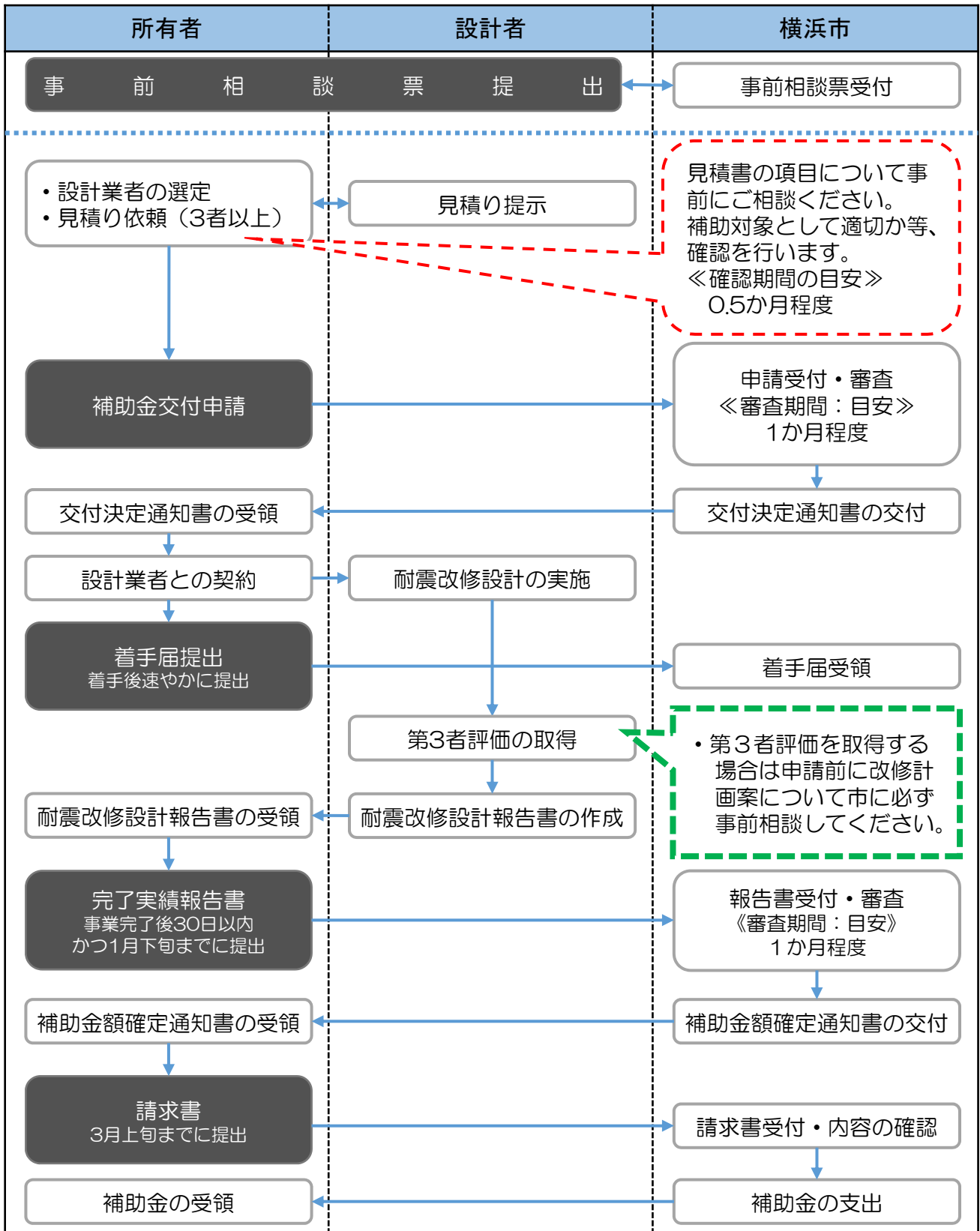
※原則、補助金交付申請から補助金額確定通知書の受領まで同一年度に行う必要があります。

事業が複数年度にわたることが想定される場合は事前にご相談ください。（全体設計）

※耐震診断義務付け建築物の場合や診断基準の適用範囲外の場合、第三者評価の取得が必要です。

※必要に応じて市職員が現地調査を行います。

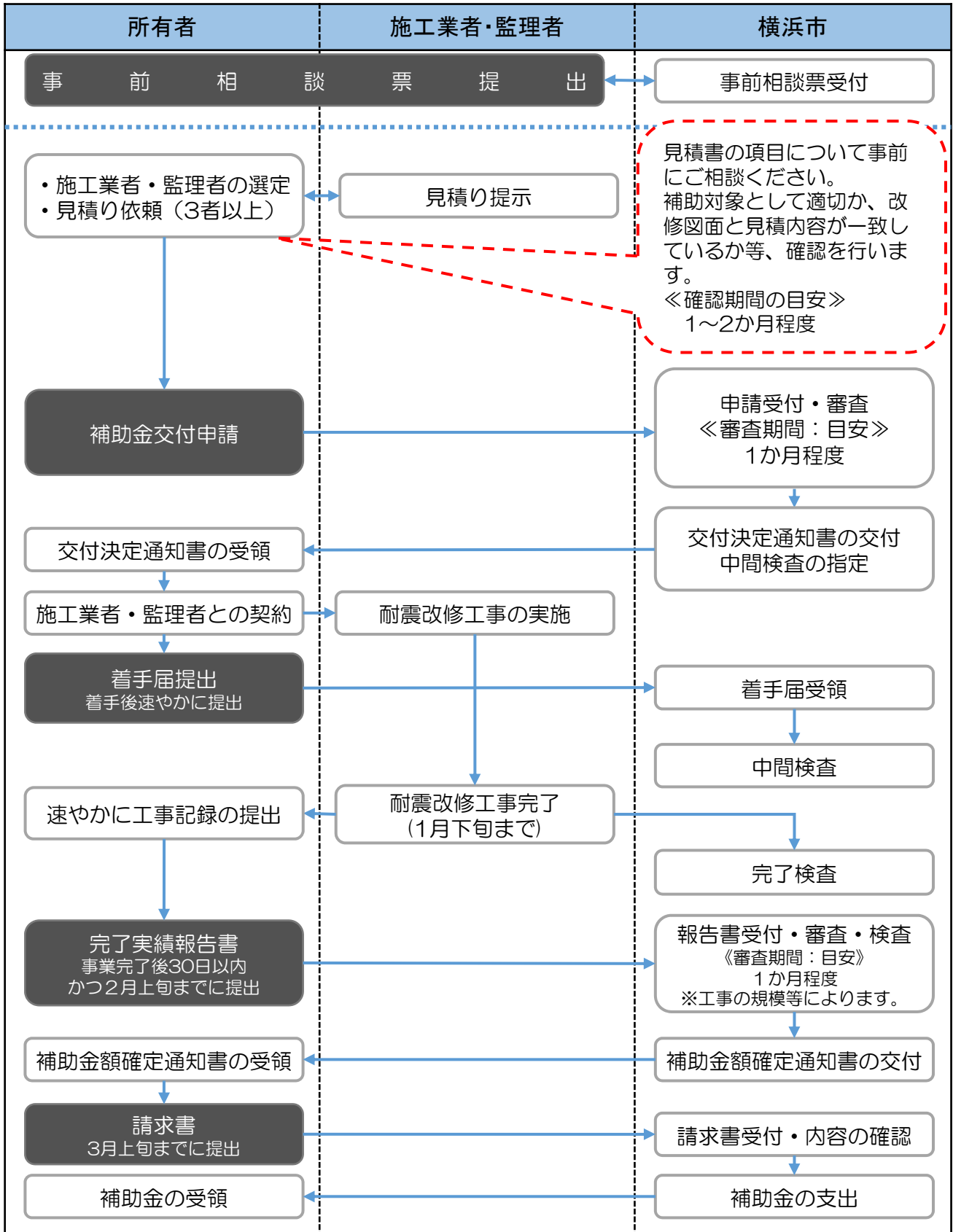
## 耐震改修設計 の手続きフロー



※原則、補助金交付申請から補助金額確定通知書の受領まで同一年度に行う必要があります。  
 事業が複数年度にわたることが想定される場合は事前にご相談ください。（全体設計）  
 ※耐震改修補助や耐震改修促進法第17条・22条認定を申請する場合、第三者評価の取得が必要です。  
 ※必要に応じて市職員が現地調査を行います。

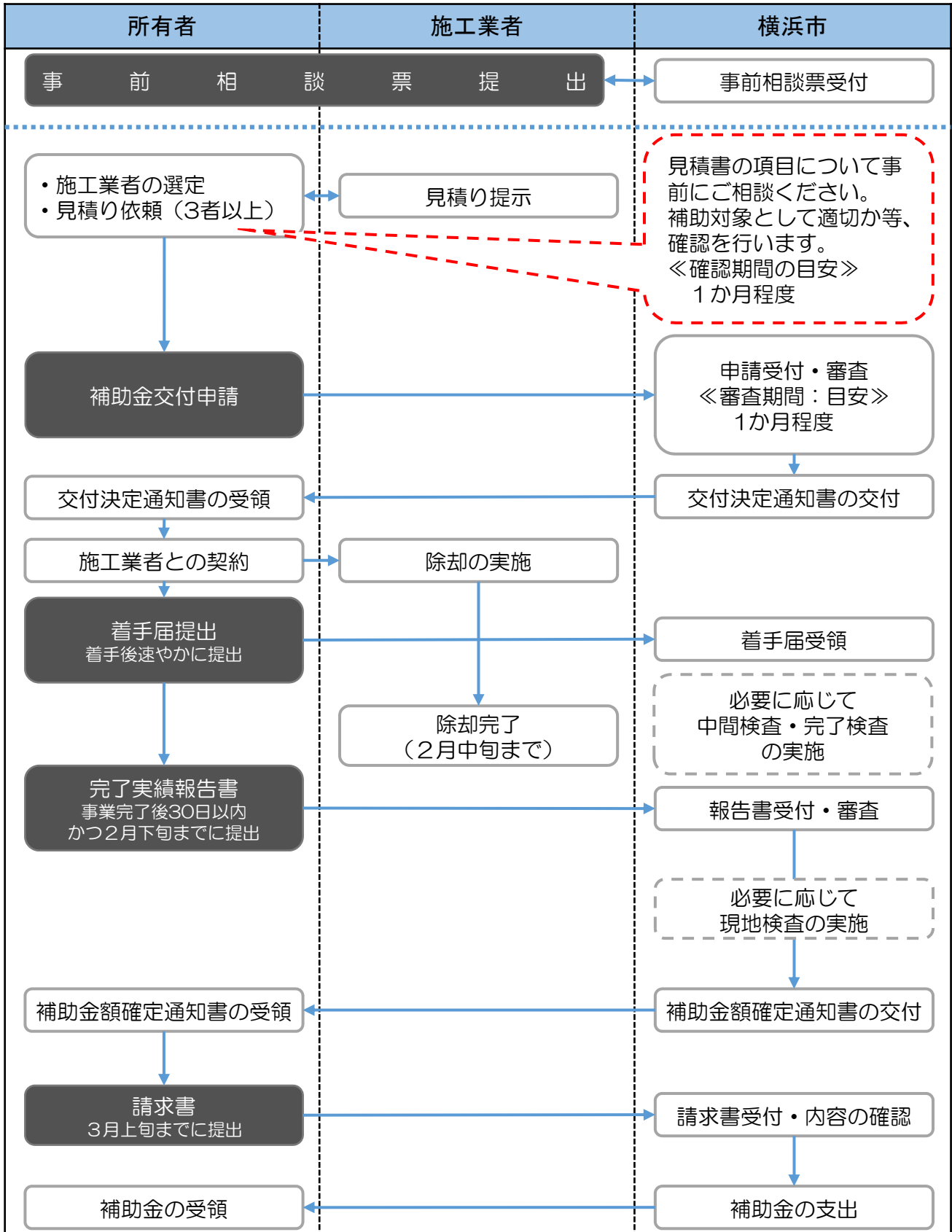


## 耐震改修 の手続きフロー



※原則、補助金交付申請から補助金額確定通知書の受領まで同一年度に行う必要があります。  
 事業が複数年度にわたることが想定される場合は事前にご相談ください。（全体設計）  
 ※市補助事業を利用せず耐震改修設計を実施している場合、事前に構造計算書を確認致します。  
 ※必要に応じて市職員が現地調査を行います。

## 除却 の手続きフロー



※原則、補助金交付申請から補助金額確定通知書の受領まで同一年度に行う必要があります。事業が複数年度にわたることが想定される場合は事前にご相談ください。（全体設計）

## 手続きのスケジュール例 (補助対象事業の工期が5か月の場合)

月	耐震診断 耐震改修設計 除却	耐震改修
4		
5		
6		
7		補助金交付申請書の提出
8	補助金交付申請書の提出	
9		補助金交付申請書の提出
10		
11		補助金交付申請書の提出
12		
1		
2		補助金交付申請書の提出
3		補助金交付申請書の提出
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		

## 補助申請の補足・注意事項

- ① 申請及び申請内容の変更等がある場合には、事前に相談を行ってください。
- ② 申請手続き等を代理者に委任する場合は、委任状の提出が必要となります。  
 なお、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合等を除き、行政書士法に違反しますので、御注意ください。
- ③ 次のいずれかに該当する場合は、原則として補助を受けられません。
  - ・補助の対象となる建築物の敷地内の建築物が建築基準法に違反している場合。
  - ・補助金の交付決定を受ける前に補助を受ける業務（診断・設計・工事）に契約・着手した場合。
  - ・横浜市が行う中間検査及び完了検査に合格しない場合。
- ④ 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業要綱第3条（事業要件）については、建築基準法上の取扱いでの棟ごとで適用判断します。
- ⑤ 3者以上の事業者（※1）による見積書の徴収又は入札を行ってください。  
 見積りを3者取得する前に、見積の項目について一度ご相談ください。  
 （※1）・事業に係る費用が100万円以上となる場合、入札又は見積書の徴収は市内事業者（※2）から行う必要があります。ただし、令和8年3月31日までに補助金交付決定又は全体設計承認を受ける場合、以下の表のとおり事業者の条件が緩和されます。詳しくはお問い合わせください。

入札又は見積書の徴収に係る事業者の条件について

補助対象事業	令和3年度から7年度末まで		令和8年度以降
	(A)大規模義務 (B)沿道義務	(C)大規模補助 (D)沿道補助	
耐震診断	×	×	×
耐震改修設計	○	△ 当該建築物の耐震診断を実施した事業者からも可	×
工事監理	○	△ 当該建築物の耐震改修設計を実施した事業者からも可	×
耐震改修 第1回段階改修	○	×	×
第2回段階改修	○	△ 当該建築物の第1回段階改修を実施した事業者からも可	×
除却 (B)沿道義務のみ	×	△	×

<凡例>

- ：「市内事業者」の他、「市内事業者以外」からも可
- △：「市内事業者」の他、「市内事業者以外」のうち条件を満たす事業者からも可
- ×：「市内事業者」のみ可

- ・市の一般競争入札有資格者名簿（※3）に掲載のない場合には、市内事業者であることを確認するための書類（法人の場合には法人登記の履歴事項全部証明書の原本）の提出が必要になります（3者以上）。



- ・入札を行った場合は、金額入り・金額抜き設計書、入札結果、落札者の落札金額の内訳書を提出してください。
  - (※2) 市内事業者とは、「横浜市契約規則第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿(※3)における所在地が市内である者」、「法人番号印刷書類(※4)における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者」、「登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者」並びに「主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体」をいいます。
  - (※3) 一般競争入札有資格者名簿は以下のホームページで閲覧することができます。  
<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>
  - (※4) 国税庁法人番号公表サイトにおいて公表されている法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を出力することにより作成した書面。  
以下のホームページで閲覧することができます。  
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>
- ⑥ 完了実績報告書の提出の際には、領収書又は請求書の写しを提出してください。  
なお、請求書の写しを提出した場合は、支払い後速やかに領収書の写しを提出してください。
- ⑦ 耐震判定委員会等とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約に基づく耐震判定委員会登録要綱の規定により登録を受けた耐震判定委員会もしくは市長が同等であると認めた機関等のことをいいます。
- ⑧ 補助における消費税の取扱いについて  
原則、消費税は補助対象外です。ただし、当該事業に係る消費税額について、確定申告の際に消費税法の規定による仕入税額控除額に加算しない場合は補助対象事業費に含めることができます。消費税を補助対象とする場合は、補助金交付申請時及び確定申告後に確認書、報告書等の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。
- ⑨ 本人確認ができる書類(免許証、保険証等)(マイナンバーカードは除く)について
- ・窓口への来庁時に本人確認ができる書類(免許証、保険証等)を提示してください。
  - ・法人が申請する場合は、法人に所属していることがわかる書類(社員証等)を提示してください。
  - ・郵送の場合や他の方に手続きを委任する場合は、申請者本人であることが確認できる書類(免許証、保険証等)の写しのご提出が必要です。
- ※本人確認ができましたら、本人確認ができる書類の写しは破棄いたします。
- ・手続きを委任する場合は、受任者も本人確認ができる書類を提示してください。
- ⑩ 提出書類の押印廃止について  
委任状や同意書、口座名義人が申請者と異なる場合の請求書を除き申請者の押印は不要です。
- ⑪ 全体設計を行う場合の補助金額について  
全体設計を行う場合、補助金額が単年度でもらえる補助金の額より数千円程度低くなる場合がありますのでご了承ください。

## ご注意ください！ ～補助金を受けて耐震改修した建築物の処分について～

補助金を受けて耐震改修した建築物を、規定された耐用年数（本事業においては10年間）の期間に、取壊し、譲渡（有償含む）、交換、貸し付け等の処分をする場合は、市及び国等の承認が必要になります。承認には補助金額の返還が必要となる場合がありますのでご注意ください。なお、承認を受けずに財産を処分してしまった場合、本事業の規定に反していると判断し、補助金の交付が取り消され、全額返還となる可能性がありますのでご注意ください。

## ご利用いただけるその他制度のご案内

### 耐震改修した建築物の減額制度について

耐震改修を実施した「住宅」又は「耐震診断義務付け建築物」を対象に、固定資産税・都市計画税の減税や所得税・法人税の特別控除の制度があります。詳細はお問い合わせください。

### 「あん震マーク制度」 （建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条認定）

耐震診断の結果、耐震性があることが確認できた建築物や、耐震改修工事を行った建築物は、耐震基準を満たしていることを示す「あん震マーク」を表示することができます。

認定建築物には認定証と「あん震マーク」を交付します。

補助金申請とは別に手続きが必要になりますので、詳細はお問い合わせください。



左：認定証（A4サイズ）

右：「あん震マーク」

（75×75mm及び145×145mm）

### 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業について

横浜市では、建築物に吹付けられているアスベストの飛散による健康被害を予防するため、「横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業」により、無料の含有調査や除去等工事費用の補助を行っています。耐震改修の際に吹付け材の除去が必要となる場合は、ぜひご相談ください。

#### ■問い合わせ先

横浜市 建築局 企画部 建築防災課

TEL：045-671-2928

## 耐震相談窓口のご案内

### 横浜市建築局 建築防災課

- ・耐震改修促進法に基づく計画の認定
- ・建築物の地震に対する安全性に係る認定〔法22条〕(あん震マーク制度)
- ・吹付けアスベストの含有調査(無料)、除去等工事費用の一部補助

### 横浜市建築設計協同組合(YSK)

- ・耐震診断・改修に関する相談

〒231-0012 横浜市中区相生町6-113  
オーク桜木町ビル6階  
TEL : 045-662-6557  
FAX : 045-662-8894

### 一般社団法人 日本建築防災協会

- ・耐震診断(技術評定)に関する相談

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20  
虎ノ門YHKビル3階  
TEL : 03-5512-6451  
FAX : 03-5512-6455

### 横浜市建築局 情報相談課

- ・建築確認申請に関する建築計画概要書の閲覧
- ・台帳記載証明等の発行

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10  
市庁舎2階  
TEL : 045-671-4503

### 一般社団法人 横浜市建築士事務所協会

- ・耐震診断・改修に関する相談

〒231-0003 横浜市中区北仲通4-40  
商工中金横浜ビル5階  
TEL : 045-662-2711  
FAX : 045-662-8981

### 一般社団法人 神奈川県建物解体業協会

- ・解体業者の会員名簿一覧

#### 神奈川県 建物解体業協会

検索

- 会員一覧(リンク)をご覧ください。

<http://www.kana-kaitai.or.jp/link.htm>

除却の事業費が100万円を超える場合、市内事業者3者以上から見積書の徴収又は入札を行ってください。



発行・問い合わせ先

## 横浜市 建築局 企画部 建築防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎25階  
TEL : 045-671-2928 FAX : 045-663-3255

